コンタクトレンズ検査料

当院は、「コンタクトレンズ検査料１」の施設基準に適合している旨、四国厚生支局長に届出を行っております。

令和 8 年 6 月 1 日

＊コンタクトレンズ診療にかかわる点数は下記の通りです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合は、外来診療料が算定されます。

初　診　料	291 点
外来診療料	77 点
コンタクトレンズ検査料1	200 点

◆診療医師名：宮　本　龍　郎（眼科指導医）

◆眼科診療経験：　厚生労働省の施設基準に定める経験を有しています。

＊上記についてご不明な点はご相談ください。

社会医療法人財団　大樹会　総合病院　回生病院